

## 平成 29 年度 J A 長野健保 保健事業補助金及び負担金一覧表

補助金項目	対象者	補助金額	指定施設等
被保険者人間ドック	被保険者	健康診断共同実施及び 補助金契約書に基づき 11,000 円の範囲内で実費	厚生連病院若しくは他の 医療機関
被保険者 集団健康スクリーニング	被保険者	健康診断共同実施及び 補助金契約書に基づき 3,000 円の範囲内で実費	厚生連病院若しくは他の 医療機関
任継者健康診断 (特定健康診査対象者を除く)	任意継続被保険者	ヘルススクリーニング・人間ドック 4,000 円の範囲内で実費	厚生連病院若しくは他の 医療機関
特退健康診断	特例退職被保険者	人間ドック 11,000 円の範囲内で実費	厚生連病院若しくは他の 医療機関
	特例退職被保険者 (特定健康診査対象者を除く)	ヘルススクリーニング 4,000 円の範囲内で実費	
年齢次健診	35 歳以上で 5 歳刻みの被保険者 (任継・特退者除く)	35,000 円の範囲内で実費	厚生連病院若しくは他の 医療機関
年齢次脳ドック検診	45・50・55 歳年齢次検診該当者 (任継者は除く)	20,000 円の範囲内で実費	厚生連病院若しくは他の 医療機関
配偶者人間ドック	40 歳以上の被扶養者である 配偶者(任継・特退者除く)	10,000 円の範囲内で実費	厚生連病院若しくは他の 医療機関
配偶者健康診断 (特定健康診査対象者を除く)	被扶養者である配偶者	4,000 円の範囲内で実費	厚生連病院若しくは他の 医療機関
施設内胃 X 線検診	50 歳以上の被保険者	4,320 円の範囲内で実費	厚生連病院
J A 長野厚生連胃がんリスク 検診	ヘルススクリーニングを受診する 年度年齢下一桁が 4 歳、9 歳に 該当する被保険者 (任継・特退者除く) ※人間ドック受診者は非該当	4,320 円の範囲内で実費	厚生連病院
肺がん検診 (胸部らせん CT)	40 歳以上の被保険者	5,500 円の範囲内で実費	厚生連病院、CT 検診車
大腸がん検診の実施 (便潜血反応テスト)	40 歳以上の被保険者	2 日法 1,598 円の範囲内で実費	厚生連病院

子宮検診 (頸部) (頸部+体部) (体部) * いずれか1項目のみ	被保険者並びに 20 歳以上の 被扶養者	6,000 円の範囲内で実費	厚生連病院若しくは他の 医療機関
乳房検診 ① (超音波検査) 40 歳未満に推奨 ② (マンモグラフィー) 40 歳以上に推奨 * いずれか1項目のみ * 視触診含むも可	被保険者並びに 20 歳以上の 被扶養者	6,000 円の範囲内で実費	厚生連病院若しくは他の 医療機関
インフルエンザ予防接種	被扶養者である就学前乳幼 児 (任継・特退者は除く)	年度内2回を限度に予防接種料1回 につき 1,500 円の範囲内で実費	厚生連病院若しくは他の 医療機関
役職員連盟等球技大会	被保険者	大会実費の一部補助	大会開催要領・予算書・決 算書・参加者名簿の提出
P E T / C T 検診	50 歳以上の被保険者 (被保険者期間 (全期間) 1 回のみ補助)	(別表 1) に定める	厚生連病院、長野 P E T ・画像 診断センターに限る
S L P 補助金	S L P 実施計画書を提出し た事業所の被保険者	(別表 2) に定める	
ウォーキング大会負担金	ウォーキング大会参加者	中学生以上の参加者 1 名につき 1,000 円を負担	

(別表 1)

## P E T / C T 検診への補助金支給要項

1. 補助金の対象は、厚生連病院、長野 P E T ・画像診断センターで実施したものに限るものとする。
2. 対象者は 50 歳以上の被保険者を基本対象とし、当組合の被保険者期間（全期間）1 回のみ補助とする。
3. 50 歳以上の被保険者で補助受給資格を満たしている方が P E T / C T 検査の「がんドック検診」受診した場合は 50,000 円の範囲内で実費補助する。但し、消費税は対象外とする。
4. 任意継続被保険者・特例退職被保険者は、対象としない。
5. 補助金受給資格者は、当組合の被保険者期間が継続して 5 年以上ある者とする。（職員）
  - \* 役員は、全任期期間を通して 1 回のみ対象とする。
  - \* 被保険者期間の継続は任継及び特退の被保険者期間を除く。

(別表 2)

S L P 補助金支給要項

1. 補助金の対象は、事業主が職場版健康寿命創造運動（JA スマートライフプロジェクト）の実施計画を策定し、下記に該当する事業を実施した場合に限るものとする。
2. 対象事業
  - ① 健（検）診習慣 ヘルス機器等購入補助  
血圧計、体重計等のヘルス機器を購入した場合は下記金額を上限に補助を行う。  
被保険者数が、2,000名以上の事業所については120,000円を上限、1,000から1,999名迄の事業所については100,000円を上限、500から999名の事業所は80,000円を上限、200から499名の事業所は60,000円を上限、50から199名の事業所は40,000円を上限、50名未満の事業所は20,000円を上限とする。
  - ② ストレス解消習慣 メンタルヘルス研修会・ストレスチェック等開催補助  
メンタルヘルスに関する研修会を開催した場合は1開催につき50,000円を上限に補助を行う。  
ストレスチェックを実施した場合は、他からの補助金を除いた残金に対し被保険者1名につき300円を上限に実費を補助する。  
高ストレス者に対する産業医面接を事業所内で実施した場合は、1日につき20,000円の範囲内で、年間5日間を限度として実費を補助する。
  - ③ 運動習慣 厚生大会の補助  
厚生大会参加者1名につき1,000円の補助を原則とする。  
厚生大会の対象は、全被保険者が参加することを前提とするものとする。  
内容については、運動習慣づけとなるイベント又は、運動習慣づけを目的とした講習会等とする。  
被保険者一名につき年度内1回限り
  - ④ 禁煙習慣 禁煙教室等の開催  
禁煙を目的とした教室、研修会開催1回につき50,000円を上限に補助を行う。
  - ⑤ 飲食習慣 食育教室、健康教室等の開催  
食育教室、健康教室開催1回につき会場料、講師料として50,000円を上限に補助を行う。  
1事業所につき年度内1回の補助とする。
3. 申請方法
  - ① 補助金の申請は、「開催要項・要領」「開催経費予算書」「経費決算書」「経費支払証明書類」「参加者名簿」を添付して、事業終了後に申請するものとする。  
補助金額については、血圧計、体重計等の購入、研修会講師料、講師旅費、会場使用料、資料教材購入費、傷害保険加入代、参加賞等とし、飲食に伴う費用は補助対象外とする。なお、重点事業所補助の詳細は別途定める。

## 平成 29 年度 SLP 重点事業所補助要領

1. 重点事業所は本要領に定める補助金の対象とし、SLP 補助金支給要項に定める補助金の対象とはならない。
2. 重点事業所は、下記の支給要件を平成 28 年度に達成することを前提とし、支給基準に定める額の補助を行う。

### 〈支給要件〉

1. 重点事業所は、JA スマートライフプロジェクト実施要項に定める、メタボリックシンドローム該当者減少対策、メンタルリスク抑制対策、がんリスク抑制対策の平成 30 年度に向けての重点事項目標値の達成を目指すことを要件とする。

### 〈支給基準〉

#### 対象事業

- ① 健（検）診習慣 ヘルス機器等の購入補助  
ヘルス機器等 1 機につき 20,000 円を上限に補助を行う。
- ② ストレス解消習慣 メンタルヘルス研修会・ストレスチェック等開催補助  
メンタルヘルスに関する研修会を開催した場合は 1 開催につき 100,000 円を上限に補助を行う。  
ストレスチェックを実施した場合は、他からの補助金を除いた残金に対し被保険者 1 名につき 300 円を上限に実費を補助する。  
高ストレス者に対する産業医面接を事業所内で実施した場合は、1 日につき 20,000 円の範囲内で、年間 5 日間を限度として実費を補助する。
- ③ 運動習慣 厚生大会の補助  
厚生大会参加者 1 名につき年度内 1 回に限り 2,000 円の補助を上限とする。  
厚生大会の対象は、全被保険者が参加することを前提とする。  
内容については、運動習慣づけとなるイベント又は、運動習慣づけを目的とした講習会等とする。
- ④ 禁煙習慣 禁煙教室等の開催  
禁煙を目的とした教室、研修会開催 1 回につき 50,000 円を上限に補助を行う。
- ⑤ 飲食習慣 食育教室、健康教室等の開催  
食育教室、健康教室開催 1 回につき会場料、講師料として 100,000 円を上限に補助を行う。
- ⑥ 事業所が独自に取り組む健康増進にかかわる事業  
健康推進大会等、事業所が独自に取り組む事業に対し 600,000 円を上限に補助を行う。  
1 事業所につき年度内 1 回の補助とする。
- ⑦ 複数の事業を実施した場合であってもストレスチェック補助金を除く補助金の合計は、1 事業所年度内 1,200,000 円を上限とする。

### 〈申請方法〉

- ① 補助金の申請は、年度当初に事業計画書を提出し、事業終了後に「開催要項・要領」「開催経費予算書」「経費決算書」「経費支払証明書類」「参加者名簿」を添付して申請するものとする。  
補助金額については、血圧計、体重計等ヘルス機器の購入、ストレスチェック経費、研修会講師料、**講師旅費**、会場使用料、資料教材購入費、傷害保険加入代、参加賞等とし、飲食に伴う費用は補助対象外とする。